

新地町木材利用推進方針

平成27年8月25日策定
令和5年3月31日改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定、令和4年4月18日改正）に即して、町内の建築物等における木材の利用の促進のための基本的事項、町が整備する公共建築物における木材利用の目標、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、町が整備する公共の用又は公用に供する建築物のことをいう。
- (3) 「県産材」とは、県内の森林から生産された木材のことをいう。
- (4) 「地域材」とは、国内外の森林から生産された素材を県内の製材所等で製材品等に加工された木材のことをいう。
- (5) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、壁、柱、はり、桁、小屋組等の構造耐力上主要な部分の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の新築、増築若しくは改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (7) 「グリーン購入」とは、製品やサービス購入の際に、環境への負荷等に配慮した調達を行うことをいう。

第3 町内の建築物等における木材の利用の推進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を推進すべき公共建築物

この方針において木材の利用を推進すべき建築物は、町が整備する公共建築物、民間事業体が整備する社会福祉施設など、建築物一般とする。

2 建築物における地域材の利用促進

町は、自らが整備する公共建築物の木造化、木質化を推進するとともに、民間建築物を整備する事業者に対しても本方針を周知し、建築物を整備する際の木材については、可能な限り地域材の利用の促進に努めるものとする。

第4 公共建築物における木材の利用の目標

1 公共建築物における木造化の推進

町が整備する公共建築物のうち、次の各号に掲げる場合を除き、原則として木造により整備する。

また、純木造による整備ができないと判断された場合であっても、木造と非木造との混構造とすることを検討するなど、施設に要求される品質及び性能等並びにコスト面における課題を総合的に考慮し、可能な限り施設の木造化に努めるものとする。

(1) 施設の用途の関係上、木造化することが困難な場合。

(2) 一般に流通している地域材を利用する等、設計上の工夫や効率的な木材調達等による建設コストの適正な管理を行っても、木造化することにより大幅なコスト増加となり、増加分の予算を確保することが出来ない場合。

(3) その他、木造化することが困難な理由のある施設。

2 公共建築物における木質化の推進

町が整備する公共建築物において、施設の用途の関係上、木質化することが困難な場合などを除き、内装や外構等の木質化を図るものとする。

第5 建築物以外における木材利用の推進

1 備品等における木製品の利用

公共建築物における備品や消耗品の購入に当たっては、グリーン購入を基本とし、購入経費、木材利用の意義や効果等を考慮しながら、木製品の購入に努めるものとする。

2 公共土木事業等における地域材の利用

町が実施する公共土木事業においては、できる限り地域材の利用に努めるとともに、建設業者等に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、公共土木工事等への地域材利用の促進を図ることとする。

3 木質バイオマスエネルギーを利用する施設の導入

建築物における空調設備やボイラー等の設置に当たっては、導入や燃料の調達に要する経費のみならず、燃焼灰の処理を含む維持管理に要する経

費等を考慮しながら、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

第6 地域材の安定供給体制の整備

1 地域材の安定供給に向けた支援

町は、建築物等への地域材利用を推進するため、町内の森林において間伐材等の搬出や運搬を行う森林所有者、森林組合、林業事業体等の支援に努めるものとする。

2 関係団体との連携強化

町は、建築物等の整備に供する地域材の円滑な供給を図るため、林業・木材産業関係者等と連携し、地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定の締結

町は、事業者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための県又は市町村による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。

なお、町は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を県のホームページで公表するものとする。

第7 木材利用の拡大に向けた普及啓発

町は、建築物や公共土木事業等における地域材の積極的な利用を通じ、木材の優れた機能や良さを広くPRするとともに、児童・生徒に対する木育を推進し、木材利用への関心、森林・林業への理解が得られるよう努めるものとする。

第8 適用

この方針は、令和5年4月1日から適用する。